

NEW
生後6カ月から4歳の
ワクチン接種



生後6カ月から4歳の人も、新型コロナウイルスのワクチン接種を受けられるようになります。感染予防の効果と副反応のリスクの情報を確認したうえで、接種を受けるか検討してください。対象者には案内通知を11月初旬に送付します。

●対象者 生後6カ月から4歳以下の人

●接種場所

市内の小児科医療機関

※市外の医療機関での接種を希望する場合は申請が必要です。詳しくは案内通知を確認してください。

●必要なもの ◇対象者への送付物

- 一式◇本人確認書類（マイナンバーカード・健康保険証など）
- ◇母子健康手帳（他の予防接種間隔の確認に必要）

●予約方法 医療機関で予約

※案内到着後に、予約してください。

●使用ワクチン 6カ月から4歳用

ファイザー社製ワクチン（12歳以上のもの）と比べて有効成分が10分の1）

※1回も接種せずに5歳になった場合

合は、使用ワクチンが変わります。

●接種回数 初回接種として3回

◇1回目と2回目の間隔は3週間

※接種間隔を超えた場合は、できる限り速やかに次の接種をしてください。

●接種期限 令和5年3月31日(金)

※期限までに初回接種を完了するた
めには、令和5年1月15日(日)ま
でに1回目の接種を終える必要
があります。余裕を持って計画
をしてください。

持病やアレルギーなど、さまざま
な理由から接種できない人もいま
す。接種の強制や差別など、ワクチ
ン接種に関する差別を行うことな
いよう、理解と協力をお願いします。

10月17日(月)時点の情報です。国
の動向により変更になることがあ
ります。新型コロナウイルスワク
チン接種の最新情報は、市ホーム
ページまたは市ワクチン接種コー
ルセンターで確認してください。

●問い合わせ先

新型コロナウイルスワクチン接種コー
ルセンター（午前9時～午後
8時） ☎(580)1892

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯など）への緊急対策として、給付金を支給します。

●対象者

◇令和4年度住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で大野城市に住民登録があり、世帯全員
の令和4年度住民税が非課税の

世帯（住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯は除く）

◇家計急変世帯

住民税が課税されている世帯であつても、予期せず家計が急変し、令和4年1月から12月の収入減少により住民税非課税相当と見なされる世帯

※令和4年10月1日以降の入国者は対象となりません。

●給付額 一律5万円（一世帯あたり）

●申請方法

◇令和4年度住民税非課税世帯
対象世帯に送付した案内を確
認してください（10月下旬～
11月中旬発送）。

◇家計急変世帯

申請書兼請求書、簡易な収入（所

得）見込額の申立書など必要書類を送付してください。

※申請書兼請求書などは、市ホームページからダウンロードできます。必要書類など、詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。



●申請期限 令和5年1月31日(火)（消印有効）

非課税となる収入の目安

世帯の状況	年収	所得
単身または扶養親族がない	96万5000円以下	41万5000円以下
1人を扶養している	146万9000円以下	91万9000円以下
2人を扶養している	187万7000円以下	123万4000円以下
3人を扶養している	232万7000円以下	154万9000円以下
4人を扶養している	277万7000円以下	186万4000円以下
障がい者・寡婦・ひとり親	204万3000円以下	135万円以下

●問い合わせ先

給付金対策室

☎(580)1917